

第1回奈良県住宅宿泊事業法施行への対応検討会議 議事録

日 時：平成29年12月20日（水） 13：00～

場 所：ホテル日航奈良 羽衣

出席者：足立委員、伊藤委員、小西委員、杉本委員、中本委員、箸尾委員、本保委員、
松井委員、荒井委員、一松委員

欠席者：植野委員、森川委員

【議 事】 住宅宿泊事業に関する課題と対応について

【配布資料】 資料1 奈良県観光の現状

資料2 観光庁訪日外国人消費動向調査

資料3 本県の民泊の実態

資料4 住宅宿泊事業法の概要

資料5 条例への記載事項について（論点整理）

資料6 条例骨子案

資料7 今後のスケジュール等について

【参考資料】

- ・住宅宿泊事業法
- ・住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令
- ・住宅宿泊事業法施行令
- ・住宅宿泊事業法施行規則
- ・厚生労働省関係住宅宿泊事業法施行規則
- ・国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則
- ・ガイドライン案

【委員意見】 <要旨>

- 民間の賃貸住宅の空き屋は増加しており、民泊は次の空き家活用の目玉になると思う。
- 地域住民との連携、まちづくりの視点が必要であり、エリアマネジメントを作ると良いのではないか。
- 中南和地域に宿泊観光客をどのようにして増やすかと言うことが大事であり、民泊は素晴らしいツールになる可能性が十分あると思う。
- 県の特性に配慮した、古都法の歴史的風土特別保存地区、明日香法の第一種、第二種の歴史的風土保存地区で民泊事業の制限について理解する。
- 様々な行事関係を踏まえた日数制限の検討が必要である。
- 届出によりその業務内容を把握し、フォローしていくことが大切である。
- 住民説明、駆けつけ要件、対面応対義務を事業者に課すことで、事業者責任という意識を持たせると同時に、様々な問題が出ることを抑制できるのではないか。
- 火災、救急、犯罪等への対応した細かなルール作りが必要である。
- 事前に消防と打合せすることにより、火災があった場合の減災に対処できるのではないかと考える。
- 消防では違反対象物の公表制度があり、民泊施設も対象となるので、民泊業者への制度周知が必要である。
- 何か問題が起こってから対応することは考えられない。問題が出ないような措置が必要だと考える。
- 管理の適正の実効性の担保についての議論が必要である。
- 明日香村を中心とした地域での飛鳥ニューツーリズム協議会が実施している民泊体験サービス事業を制約しないようにしてもらいたい。
- 事務所が2キロ以内にあるのは、現実にそぐわない。
- 第一種住居専用地域に規制をかける、かけないという点をもう一度検討いただきたい。
- 民泊を限界供給力と位置づけるのか、通常供給力の一部とするのか。その場合、規制のレベルはどちらに偏ってもいけない。
- 事業者、利用者の両方にとって安定したサービス、質の確保されたサービスの提供が必要である。
- 観光ニーズへの対応という中で、緩和と規制のバランスが大切である。